

実践 税務調査

税理士 牧野 義博



福利厚生費に計上された、従業員及びその家族が参加した「忘年会兼慰安旅行」費用のうち、従業員の家族分の旅費は、当該従業員に対する臨時的な給与に当たるとされた事例です。

①この行事が、会社の行うレクリエーション行事に該当するか

問題点は2つあげられます。

②法人負担の従業員家族の参加費用に係る経済的利益が課税対象になるか
それでは調査の状況を見ていきましょう。

調査官 「忘年会兼慰安旅行」の内容を説明してください。

担当者 従業員及びその家族を対象とし、遠隔地にて忘年会を行っています。

この行事は、従業員の所有する自用自動車にて現地集合の上、参加者全員で宴会を行い、翌日の朝食後に現地解散としています。

調査官 この行事には従業員が全員参加されましたか。

担当者 はい。この行事は、家族参加各従業員の妻の出席を確認して手配しており、家族ぐるみの付き合いをしている従業員とその家族に、日頃の感謝を表す意味で行いました。

調査官 調査対象法人は交通費や観光費用を負担していませんね。そうすると、この行事は慰安旅行というよりも、宿泊を伴った忘年会と見るのが相当と思われる。

内容を検討したところ、宿泊を伴う忘年会ですが1人当たりの単価も多額ではありませんので、この行事は社会通念上、一般的に行われると認められ

福利厚生費の範囲

るレクリエーション行事に該当します。
担当者 問題がないということですね。
調査官 まだ従業員家族の参加費用の検討が残っています。

まず、この行事は、家族参加各従業員の妻の出席を確認して手配しており、家族参加各従業員の家族がこの行事に希望しないまま参加したとまでは言い難く、また、忘年会を行う趣旨又は目的は、従業員に対する慰労であり、一般的には、従業員の家族が参加することは予定されていないと解します。

福利厚生費とは、専ら従業員個人のために行う福利厚生のために通常要する費用をいいますので、従業員の家族を参加させなければ、その目的が達せられない特段の事情がある場合はともかく、単に内助の功に報いるという趣旨のものはこれに当たりません。

担当者 それではどうなるのですか。
調査官 家族参加各従業員の家族は、調査対象法人の従業員という立場に基づき行事に参加できたものですから、家族分各費用に係る経済的利益は、家族参加各従業員に帰属し、家族参加各従業員に対する臨時的な給与（賞与）となります。

担当者 家族分各費用が福利厚生費に該当しないとしても、経済的利益は、この家族参加各従業員が受けるものではなく、家族参加各従業員の家族の雑所得に該当しませんか。

調査官 先程ご説明したとおり家族参加各従業員に対する給与等となり、費用を支払った時に、給与等が支給されたこととなります。

以上のとおり、この行事が社会通念上一般的に行われるとしても、家族分各費用は課税対象となります。



イラスト 渡辺 正義